

地域手当支給細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 16 号

改正 平成18年 3 月 13日細則第 5 号

平成19年 3 月 23日細則第 8 号

平成21年 3 月 23日細則第 6 号

平成22年11月30日細則第 17 号

平成27年 3 月 24日細則第 6 号

平成28年 2 月 1 日細則第 4 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第14条の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給地域)

第2条 給与規程第14条第1項及び第2項の「別に定める支給地域」は、別表に掲げる地域とする。

(異動保障)

第3条 前条に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動（在籍出向を含む。この条において、以下同じ。）した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6ヶ月を超えて勤務していた場合その他当該場合と権衡上必要があると学長が認めた場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（前条に定める支給割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（前条に定める支給割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に勤務する地域が前条に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、給与規程第14条第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合、地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、先の異動した日から2年を経過するまでの間、先の直前に勤務していた地域等に係る支給割合により支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除

く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た額

第4条 国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員であった者、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員であった者、地方公務員であった者、業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する次に掲げる法人の職員であった者が、引き続き職員となり、第2条に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前条の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該職員には、前条の規定に準じて、地域手当を支給する。

(1) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫

(2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(3) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）

(4) 前3号に掲げる法人のほか、学長がこれらに準ずる法人であると認めるもの
（端数計算）

第5条 給与規程第14条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

（雑則）

第6条 この細則に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日までの間における第2条に掲げる支給割合の適用については、それぞれの割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合とする。

3 第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に地域手当に相当する手当を本学が定めた支給割合より低い支給割合で支給されていた場合は、異動前に受けていた支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

4 平成22年3月31日までの間において、第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に改正前の調整手当支給細則（以下「旧細則」という。）第2条に掲げる支給地域に在勤し、かつその支給地域が改正後の第2条に掲げる支給地域にない場合には、旧細則第2条に掲げる当該支給地域に対する支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

5 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。

(給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第2項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算)

- 2 給与規程を改正する規程(平成22年規程第87号)附則第2項第2号、第4号及び第5号並びに第4項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成30年3月31日までの間における別表に掲げる支給割合の適用については、それぞれの割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合とする。

- 3 第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に地域手当に相当する手当を本学が定めた支給割合より低い支給割合で支給されていた場合は、異動前に受けていた支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

- 4 平成30年3月31日までの間において、第4条の規定により地域手当を支給する場合であって、当該職員が異動前に改正前の地域手当支給細則(以下「旧細則」という。)第2条に掲げる支給地域に在勤し、かつその支給地域が改正後の第2条に掲げる支給地域にない場合には、旧細則第2条に掲げる当該支給地域に対する支給割合を超えない範囲内で、学長が別に定める支給割合により、支給する。

- 5 前3項に規定するもののほか、この細則の施行に関し必要な経過措置は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都道府県	支給地域	支給区分	支給割合
北海道	札幌市	7級地	100分の3
宮城県	多賀城市	5級地	100分の10
	仙台市	6級地	100分の6
	名取市	7級地	100分の3
茨城県	取手市	2級地	100分の16
	つくば市	2級地	100分の16
	守谷市	3級地	100分の15
	牛久市	4級地	100分の12
	水戸市	5級地	100分の10
	日立市	5級地	100分の10
	土浦市	5級地	100分の10
	龍ヶ崎市	5級地	100分の10
	古河市	6級地	100分の6
	ひたちなか市	6級地	100分の6
	神栖市	6級地	100分の6
	笠間市	7級地	100分の3
	鹿嶋市	7級地	100分の3
	筑西市	7級地	100分の3
栃木県	宇都宮市	6級地	100分の6
	大田原市	6級地	100分の6
	下野市	6級地	100分の6
	栃木市	7級地	100分の3
	鹿沼市	7級地	100分の3
	小山市	7級地	100分の3
	真岡市	7級地	100分の3
群馬県	高崎市	6級地	100分の6
	前橋市	7級地	100分の3
	太田市	7級地	100分の3
	渋川市	7級地	100分の3
埼玉県	和光市	2級地	100分の16
	さいたま市	3級地	100分の15
	志木市	3級地	100分の15
	東松山市	4級地	100分の12
	朝霞市	4級地	100分の12
	坂戸市	5級地	100分の10
	川越市	6級地	100分の6
	川口市	6級地	100分の6
	行田市	6級地	100分の6

	所沢市	6 級地	100分の 6
	飯能市	6 級地	100分の 6
	加須市	6 級地	100分の 6
	春日部市	6 級地	100分の 6
	羽生市	6 級地	100分の 6
	鴻巣市	6 級地	100分の 6
	深谷市	6 級地	100分の 6
	上尾市	6 級地	100分の 6
	草加市	6 級地	100分の 6
	越谷市	6 級地	100分の 6
	戸田市	6 級地	100分の 6
	入間市	6 級地	100分の 6
	久喜市	6 級地	100分の 6
	三郷市	6 級地	100分の 6
	比企郡滑川町	6 級地	100分の 6
	比企郡鳩山町	6 級地	100分の 6
	北葛飾郡杉戸町	6 級地	100分の 6
	熊谷市	7 級地	100分の 3
千葉県	袖ヶ浦市	2 級地	100分の 16
	印西市	2 級地	100分の 16
	千葉市	3 級地	100分の 15
	成田市	3 級地	100分の 15
	船橋市	4 級地	100分の 12
	浦安市	4 級地	100分の 12
	市川市	5 級地	100分の 10
	松戸市	5 級地	100分の 10
	佐倉市	5 級地	100分の 10
	市原市	5 級地	100分の 10
	富津市	5 級地	100分の 10
	野田市	6 級地	100分の 6
	茂原市	6 級地	100分の 6
	東金市	6 級地	100分の 6
	柏市	6 級地	100分の 6
	流山市	6 級地	100分の 6
	印旛郡酒々井町	6 級地	100分の 6
	印旛郡栄町	6 級地	100分の 6
	木更津市	7 級地	100分の 3
	君津市	7 級地	100分の 3
	八街市	7 級地	100分の 3
東京都	特別区	1 級地	100分の 20

	武蔵野市	2 級地	100分の16
	調布市	2 級地	100分の16
	町田市	2 級地	100分の16
	小平市	2 級地	100分の16
	日野市	2 級地	100分の16
	国分寺市	2 級地	100分の16
	狛江市	2 級地	100分の16
	清瀬市	2 級地	100分の16
	多摩市	2 級地	100分の16
	八王子市	3 級地	100分の15
	青梅市	3 級地	100分の15
	府中市	3 級地	100分の15
	東村山市	3 級地	100分の15
	国立市	3 級地	100分の15
	福生市	3 級地	100分の15
	稲城市	3 級地	100分の15
	西東京市	3 級地	100分の15
	立川市	4 級地	100分の12
	三鷹市	5 級地	100分の10
	あきる野市	5 級地	100分の10
	武蔵村山市	7 級地	100分の 3
神奈川県	横浜市	2 級地	100分の16
	川崎市	2 級地	100分の16
	厚木市	2 級地	100分の16
	鎌倉市	3 級地	100分の15
	相模原市	4 級地	100分の12
	藤沢市	4 級地	100分の12
	横須賀市	5 級地	100分の10
	平塚市	5 級地	100分の10
	小田原市	5 級地	100分の10
	茅ヶ崎市	5 級地	100分の10
	大和市	5 級地	100分の10
	三浦市	6 級地	100分の 6
	三浦郡葉山町	6 級地	100分の 6
	中郡二宮町	6 級地	100分の 6
新潟県	新潟市	7 級地	100分の 3
富山県	富山市	7 級地	100分の 3
石川県	金沢市	7 級地	100分の 3
	河北郡内灘町	7 級地	100分の 3
福井県	福井市	7 級地	100分の 3

山梨県	甲府市	6 級地	100分の 6
	南アルプス市	7 級地	100分の 3
長野県	塩尻市	6 級地	100分の 6
	長野市	7 級地	100分の 3
	松本市	7 級地	100分の 3
	諏訪市	7 級地	100分の 3
	伊那市	7 級地	100分の 3
岐阜県	岐阜市	6 級地	100分の 6
	大垣市	7 級地	100分の 3
	多治見市	7 級地	100分の 3
	美濃加茂市	7 級地	100分の 3
	各務原市	7 級地	100分の 3
	可児市	7 級地	100分の 3
静岡県	静岡市	6 級地	100分の 6
	沼津市	6 級地	100分の 6
	磐田市	6 級地	100分の 6
	御殿場市	6 級地	100分の 6
	浜松市	7 級地	100分の 3
	三島市	7 級地	100分の 3
	富士宮市	7 級地	100分の 3
	富士市	7 級地	100分の 3
	焼津市	7 級地	100分の 3
	掛川市	7 級地	100分の 3
	藤枝市	7 級地	100分の 3
	袋井市	7 級地	100分の 3
愛知県	刈谷市	2 級地	100分の 16
	豊田市	2 級地	100分の 16
	名古屋市	3 級地	100分の 15
	豊明市	3 級地	100分の 15
	西尾市	5 級地	100分の 10
	知多市	5 級地	100分の 10
	みよし市	5 級地	100分の 10
	岡崎市	6 級地	100分の 6
	瀬戸市	6 級地	100分の 6
	春日井市	6 級地	100分の 6
	豊川市	6 級地	100分の 6
	津島市	6 級地	100分の 6
	碧南市	6 級地	100分の 6
	安城市	6 級地	100分の 6
	犬山市	6 級地	100分の 6

	江南市	6 級地	100分の 6
	田原市	6 級地	100分の 6
	弥富市	6 級地	100分の 6
	西春日井郡豊山町	6 級地	100分の 6
	豊橋市	7 級地	100分の 3
	一宮市	7 級地	100分の 3
	半田市	7 級地	100分の 3
	常滑市	7 級地	100分の 3
	小牧市	7 級地	100分の 3
	海部郡飛島村	7 級地	100分の 3
三重県	鈴鹿市	4 級地	100分の12
	四日市市	5 級地	100分の10
	津市	6 級地	100分の 6
	桑名市	6 級地	100分の 6
	亀山市	6 級地	100分の 6
	名張市	7 級地	100分の 3
	伊賀市	7 級地	100分の 3
滋賀県	大津市	5 級地	100分の10
	草津市	5 級地	100分の10
	栗東市	5 級地	100分の10
	彦根市	6 級地	100分の 6
	守山市	6 級地	100分の 6
	甲賀市	6 級地	100分の 6
	長浜市	7 級地	100分の 3
	東近江市	7 級地	100分の 3
京都府	京田辺市	4 級地	100分の12
	京都市	5 級地	100分の10
	宇治市	6 級地	100分の 6
	亀岡市	6 級地	100分の 6
	向日市	6 級地	100分の 6
	木津川市	6 級地	100分の 6
大阪府	大阪市	2 級地	100分の16
	守口市	2 級地	100分の16
	池田市	3 級地	100分の15
	高槻市	3 級地	100分の15
	大東市	3 級地	100分の15
	門真市	3 級地	100分の15
	豊中市	4 級地	100分の12
	吹田市	4 級地	100分の12
	寝屋川市	4 級地	100分の12

	箕面市	4 級地	100分の12
	羽曳野市	4 級地	100分の12
	堺市	5 級地	100分の10
	枚方市	5 級地	100分の10
	茨木市	5 級地	100分の10
	八尾市	5 級地	100分の10
	柏原市	5 級地	100分の10
	東大阪市	5 級地	100分の10
	交野市	5 級地	100分の10
	岸和田市	6 級地	100分の 6
	泉大津市	6 級地	100分の 6
	泉佐野市	6 級地	100分の 6
	富田林市	6 級地	100分の 6
	河内長野市	6 級地	100分の 6
	和泉市	6 級地	100分の 6
	藤井寺市	6 級地	100分の 6
	泉南市	6 級地	100分の 6
	阪南市	6 級地	100分の 6
	泉南郡熊取町	6 級地	100分の 6
	泉南郡田尻町	6 級地	100分の 6
	泉南郡岬町	6 級地	100分の 6
	南河内郡太子町	6 級地	100分の 6
兵庫県	西宮市	3 級地	100分の15
	芦屋市	3 級地	100分の15
	宝塚市	3 級地	100分の15
	神戸市	4 級地	100分の12
	尼崎市	5 級地	100分の10
	伊丹市	5 級地	100分の10
	三田市	5 級地	100分の10
	明石市	6 級地	100分の 6
	赤穂市	6 級地	100分の 6
	姫路市	7 級地	100分の 3
	加古川市	7 級地	100分の 3
	三木市	7 級地	100分の 3
奈良県	天理市	4 級地	100分の12
	奈良市	5 級地	100分の10
	大和郡山市	5 級地	100分の10
	大和高田市	6 級地	100分の 6
	橿原市	6 級地	100分の 6
	香芝市	6 級地	100分の 6

	北葛城郡王寺町	6 級地	100分の 6
	桜井市	7 級地	100分の 3
	宇陀市	7 級地	100分の 3
和歌山県	和歌山市	6 級地	100分の 6
	橋本市	6 級地	100分の 6
岡山県	岡山市	7 級地	100分の 3
広島県	広島市	5 級地	100分の 10
	三原市	7 級地	100分の 3
	東広島市	7 級地	100分の 3
	廿日市市	7 級地	100分の 3
	安芸郡海田町	7 級地	100分の 3
	安芸郡坂町	7 級地	100分の 3
山口県	周南市	7 級地	100分の 3
徳島県	徳島市	7 級地	100分の 3
	鳴門市	7 級地	100分の 3
	阿南市	7 級地	100分の 3
香川県	高松市	6 級地	100分の 6
	坂出市	7 級地	100分の 3
福岡県	福岡市	5 級地	100分の 10
	春日市	5 級地	100分の 10
	福津市	5 級地	100分の 10
	太宰府市	6 級地	100分の 6
	糸島市	6 級地	100分の 6
	糟屋郡新宮町	6 級地	100分の 6
	糟屋郡粕屋町	6 級地	100分の 6
	北九州市	7 級地	100分の 3
	筑紫野市	7 級地	100分の 3
	糟屋郡宇美町	7 級地	100分の 3
長崎県	長崎市	7 級地	100分の 3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 27 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。